

住宅用火災警報器を設置します!!

町では、火災による被害の発生を防止することを目的として、町内各世帯に住宅用火災警報器を1世帯あたり1個設置します。

①対象となる住居

平成22年6月1日現在、町内に住所を有する者が現に居住している住居

ただし、民間賃貸住宅、介護施設等福祉施設、公営住宅を除きます。

②設置方法

町の職員が各世帯を訪問し、設置しますのでご協力をお願いします。

※ご家庭で設置することを希望する世帯は配布のみを行います。

③設置時期

6月下旬から11月末まで

※地区、集落ごとの設置時期については、防災無線や区長さん等を通してお知らせします。

④注意事項

不適切な訪問販売や電話による勧誘には十分注意してください。

町が設置するときには、必ず町の職員であることを証明する書面等を提示します。

住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器は、煙や熱を感知し、ブザーや音声で火災の発生を知らせる警報装置です。

平成18年6月に消防法が改正され、平成23年5月末までに住宅の寝室及び寝室が2階以上にある場合の階段部分等に設置することが義務付けられています。



問い合わせ先 総務課 ☎73-1411

人権学習 シリーズ 75

【願いは高く 足元から行動を】

漢字『害(がい)』は誤解等を招く恐れがあるとの考えにより、「障害」を「障がい」へと表記を見直す動きが全国的にひろがりつつあります。表記見直しの動きに関係なく、障がいのある人への正しい理解や行動は誰もが幸せに生きる上で重要です。

過日、鳥取駅周辺的大型小売店は土曜日ということもあり駐車場はほぼ満車状態でした。店の西側辺に空き地を見つけました。やっと駐車できる

と思い行ってみると、そこには右図のようなマークが描かれていました。“そうだったんだ”と、空いている理由を理解し、別に駐車場所を探しました。

買い物客のマナーの良さに感動すると共に障がいのある人への配慮や理解の輪がひろがりつつあることを嬉しく思いました。

障がいのある人に関するマークには、様々なものがあります。それぞれのマークの正しい意味を理解して、私たちは行動することが大切です。『共に生きる』社会づくりに向け、願いを高く持って、足元から取り組みたいものです。



障がい者のための
国際シンボルマーク